

## 中部運輸局自動車交通部

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

岡田、加藤 TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

《速報》タクシー事業者に対する集中監査の実施結果について  
 ～ 39業者のうち、26事業者に法令違反の事実を確認 ～

中部運輸局では、平成31年1月に一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）を対象とした集中監査を行い、その速報結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

## 記

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反項目										
			点呼の実施	点呼簿の記載	運転者指導監督 ※1		健康診断受診	適性診断受診	勤務時間及び乗務時間	車両点検整備	運行管理者講習受講	乗務記録の記載	その他 ※2
					一般	特別							
愛知	9	7			5	5	1	5		1			5
静岡	10	8	2	5	1	3	2	4				2	3
岐阜	10	5	1	1	1				1			2	3
三重	5	4		1		3	3	3			2	2	8
福井	5	2				2	1	2					1
計	<b>39</b>	<b>26</b>	3	7	7	13	7	14	1	1	2	6	20

※1：運転者指導監督：旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）における指導監督

※2：その他：乗車拒否、営業区域外旅客運送、乗務員台帳の記載、運賃及び料金の收受、苦情処理状況、運行管理補助者の選任、輸送の安全にかかわる情報の公表等、無認可車庫

以上

## 中部運輸局自動車交通部

平成30年12月26日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、加藤 TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

### タクシー事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、平成31年1月に集中して監査を実施することとしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 集中監査の実施時期

平成31年1月

#### 2. 監査対象事業者

- (1) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (2) 事故や利用者等から苦情があり、輸送の安全確認が必要と判断した事業者
- (3) 新規許可事業者、事業の譲渡譲受等により経営主体が変わった事業者
- (4) 長期間監査を実施していない事業者

#### 3. 重点監査項目

- (1) 点呼の確実な実施及びアルコール検知器の適正な保守管理
- (2) 運転者の指導監督（健康診断、適性診断の受診及びその活用状況など）
- (3) 運転者の勤務時間、乗務時間の設定及びこれにかかる法令等の遵守
- (4) 車両の点検及び整備の実施
- (5) 運行管理者講習の受講

以上